

オフサイト太陽光発電設備及び蓄電池設置事業 プロポーザル実施要項

1 事業の概要、選定方法等

(1) 事業の名称

東横田清掃工場跡地へのオフサイト太陽光発電設備及び蓄電池設置事業

(2) 事業の内容

東横田清掃工場跡地へのオフサイト太陽光発電設備及び蓄電池の設置及び維持管理等

※ 詳細については、「東横田清掃工場跡地へのオフサイト太陽光発電設備及び蓄電池設置事業仕様書」のとおり

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会において、候補者を選定する。

(4) 運用期間

太陽光発電設備の発電開始から起算して20年間とする。

(5) スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和8年7月31日（金）
現地見学の申込受付期限	令和8年8月 7日（金）正午まで
現地見学	令和8年8月10日（月）午後（予定）
質問書の提出期限	令和8年8月12日（水）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和8年8月17日（月）
参加申請書の提出期限	令和8年8月21日（金）午後5時15分まで
企画提案書の提出期限	令和8年9月 3日（木）午後5時15分まで
プレゼンテーション	令和8年9月11日（金）
審査結果の通知	令和8年9月18日（金）

(6) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先（参加申請・現地見学申込・質問・提案書等の提出先）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所12階）

宇都宮市環境部環境創造課カーボンニュートラル推進室事業グループ

電 話：028（632）2417 FAX：028（632）3316

E-mail：u35000510@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「電力」に登録されている者、または、オフサイト太陽光発電設備に係る協定の締結までに登録が完了する見込みの者。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- (4) 仕様書に示す事業を実施する能力を有すること。

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載）

- ア 提出書類 参加申請書（誓約書）
- イ 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書（任意の様式）
- イ 提出期限 令和8年8月12日（水）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出方法 電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。
- エ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年8月17日（月）までに、市ホームページに掲載するとともに、全ての質問者及び参加者（参加申請書に記載された連絡先）に、電子メールにて回答する。
なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(3) 現地見学

現地を詳細に確認したい場合は、「現地見学申込書」を作成し提出すること。

- ア 提出書類 現地見学申込書
- イ 提出期限 令和8年8月7日（金）正午まで（厳守）
- ウ 提出方法 「1 事業の概要、選定方法等」の(6)に記載のメールアドレス宛に、電子メールにより提出すること。
- エ 開催日時 令和8年8月10日（月）午後（予定）
※ 集合場所及び時間については、令和8年8月7日（金）17時までに現地見学申込書記載のメールアドレス宛てに連絡する。なお、天候等により日程変更になる場合も電子メールにより連絡する。

4 企画提案書作成要領

(1) 提案書（任意様式）

以下のア～オをまとめたものを提出書類として、10部提出すること。

ア 事業実施体制

事業の実施体制を明示し、本事業を実施するにあたり実施体制が有利である点を示すこと（責任者の氏名・役職，従事者の役割分担，従事者数，現在担当している案件数，内・外部の協力体制，他の民間企業等との連携など）。

イ 事業実績

事業に従事する者のこれまでの実績，本事業に関係する能力，資格等及び組織の実績として類似事業の実績（事業名・事業の概要・成果）を記載し，実績が本事業の成果に対しプラスになる点を提示すること。

ウ 実施方針

本市の状況，事業の目的，仕様書の内容を踏まえ，本事業の実施に当たっての基本方針や留意する視点，事業スケジュールなどについて記載すること。

エ 企画提案内容

① 太陽光発電設備及び蓄電池の導入

- ・ 太陽光発電設備の容量について，太陽光パネル最大出力値 [kW]，パワーコンディショナー定格出力 [kW] 及び過積載率 [%]（太陽光パネル最大出力値÷パワーコンディショナー定格出力×100）を記載すること。
- ・ 発電量 [kWh/年]，売電量 [kWh/年] 及び発電量に伴うCO₂排出削減量を記載すること。排出係数は0.000423t-CO₂/kWh（環境省の電気事業者別排出係数参照（令和6年度実績））を使用すること。
- ・ 蓄電池については，容量を500kWhとする。
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置場所，設置方法（架台等），仕様（寸法，重量等）を記載し，仕様が分かるカタログ等を添付すること。また，各設置場所におけるリスク（外的要因が太陽光発電設備に与えるもの，太陽光発電設備自体に生じるものや外部に与えるもの）と，その対策を記載するとともに，各設置場所及び設置方法におけるJIS規格に定められている荷重（風圧，積雪，地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を，風速，積雪量，震度等を用いて記載すること。
- ・ 導入費用及び費用に対する積算内訳を記載すること。

② 事業期間における維持管理等

- ・ 運転開始から太陽光発電設備及び蓄電池の期間完了までの維持管理（定期点検，日常点検，設備改修，遠隔監視システム等）に係る計画及びスケジュールについて記載すること。
- ・ 事業期間中のリスクと，その対策（保険の適用範囲等）を記載すること。

③ 売電単価

- ・ 本事業における希望売電単価 [円/kWh]（税込み）を記載すること。
- ※ 本事業は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」（以下，「国交付金」という。）を活用し，事業者に対して，本市から補助金（以下，「市補助金」という。）を交付することが可能となる見込みであるため，国交付金額相当分（交付金対象事業費の三分の二が上限。）を考慮した上で，売電単価を提案すること。なお，売電単価を算出するにあたっての系統接続等事業実施に係る経費負担等については，別紙によるものとする。

④ その他の提案

その他、自主的に取り組む内容について提案すること。なお、原則として、提案内容の実施にかかる費用については、事業者の負担とする。

例：系統に接続しない蓄電池の導入、災害時に利用できるコンセントの設置など

⑤ 地域経済貢献

市外事業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、本市が指定した主たる部分（発電事業）に該当しない業務（設置工事及び維持管理等）を他の事業者の請け負わせようとするときは、できる限り市内に本社を有する事業者から選定するよう努めること。

オ 提案書概要

別紙様式「提案書概要」を用いて、提案書の概要について記載すること。

(2) 提出書類の規格

- ・ 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること。
- ・ 概念図などがある場合には、A3判折込みも可とする。
- ・ 添付書類についても、可能な限りA4判規格に揃えること。
- ・ 企画提案については、A4版両面15枚程度で作成すること。

(3) 提案のための費用負担

提案に係る費用（提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者負担とする。

(4) 提案の辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(5) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

エ 表現の方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

5 提案書の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提出

ア 提出期限 令和8年9月3日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

- イ 提出方法 提出する提案は1案とし、持参又は書留郵便にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時及び場所 令和8年9月11日（金）予定
※ 時間及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。
- イ 説明者 本事業遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）
- ウ 説明時間等 1者あたり持ち時間15分（説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。）
- エ 説明資料等 提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、本市で用意したものを使用する。（パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。）
- オ その他 参加者が多い場合には、別の日にプレゼンテーションをお願いすることがある。

【参考】

データはUSBメモリ（持ち運びが可能なフラッシュメモリなど）にて持参しないこと。（データは事前にメール等で共有すること。）

6 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 提案プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (5) その他「実施要項」の諸条件に違反した場合

7 評価の観点

評価については、以下の観点により総合的に行う。

- (1) 事業実施体制
- (2) 財務状況
- (3) 事業実績
- (4) 実施方針・スケジュール
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入（企画・ハザードエリアへの対応、防犯対策）
- (6) 事業期間における維持管理等
- (7) 設備容量、発電量、売電単価
- (8) その他の提案

8 審査方法等

- (1) 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、1者を選定する。
- (2) 審査結果については、令和8年9月18日（金）に参加者へ通知する。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求め

るときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 プロポーザル後の手続き等

契約候補者選定後の手続きについては、おおむね次のとおりとする。

- ・ オフサイト太陽光発電設備に係る協定の締結（市⇄事業者）
 - ※ 協定締結期間については、事業期間（契約締結日から運用期間終了日まで）と同等とする。
- ・ 工事設計に向けた協議（市⇄事業者）
- ・ 工事設計の実施（事業者）
- ・ 補助金の申請（事業者⇒市）
- ・ 工事着手（事業者）
- ・ 補助金実績報告の提出（事業者⇒市）
- ・ 補助金の交付請求（事業者⇒市）
- ・ 電力供給開始（事業者⇒本市との電力需給契約の協定締結事業者）

10 留意事項

- (1) 本事業は、国交付金の交付を前提として実施するものである。そのため、本市と事業者の間での協定の締結までに国交付金の交付決定等が得られない場合は、協定締結等の手続きを中止するものとする。なお、本件手続きを中止した場合、本市は提案事業者に対して、提案書の作成費用、その他本件参加のために要した一切の費用（準備費用等を含む）の補償、賠償の責を負わないものとする。
- (2) 国交付金の決定内容により、蓄電池が不要または蓄電池の容量が変更になる場合は、市ホームページに掲載するほか、参加申請書提出済みの参加者に対しては個別に通知する。
- (3) 本事業の実施に当たっては、本市担当職員との連絡を密にして当てること。
- (4) 事業の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本事業の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (6) 本事業の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を市に提出すること。